

総合科学技術・イノベーション会議  
第120回生命倫理専門調査会 議事概要(案)

日時：令和元年11月6日(水) 16:00～17:56

場所：中央合同庁舎第8号館8階大会議室

出席者：(生命倫理専門調査会専門委員)

青野由利、阿久津英憲、五十嵐隆、小川毅彦、甲斐克則、加藤和人、  
神里彩子、久慈直昭、小出泰士、平川俊夫、福井次矢、藤田みさお、  
森崎裕子

(関係省庁)

文部科学省研究振興局ライフサイエンス課

生命倫理・安全対策室長(内閣府併任) 前澤綾子

厚生労働省大臣官房厚生科学課研究企画官(内閣府併任) 黒羽真吾

事務局：堀内義規大臣官房審議官、長谷部和久参事官

議事：1.開会

2.議題

(1)第119回「生命倫理専門調査会」議事概要(案)

(2)審査等体制に係る検討について

(3)その他

3.閉会

(配布資料)

資料 1 第119回「生命倫理専門調査会」議事概要(案)

資料 2 - 1 ヒト受精胚に遺伝情報改変技術等を用いる研究に関する倫理指針

資料 2 - 2 ヒト受精胚にゲノム編集技術等を用いる基礎的研究に係る研究計画書の記載の主なポイント

資料 3 ヒト受精胚にゲノム編集技術等を用いる基礎的研究に係る倫理審査の体制イメージ

資料 4 ヒト受精胚にゲノム編集技術等を用いる基礎的研究に係る審査等体制に関する意見の整理

参考資料 1 審査等体制に係る検討経緯

参考資料 2 米村委員意見書

- 参考資料 3 ヒト受精胚にゲノム編集技術等を用いる基礎的研究に係る国内外の審査等体制
- 参考資料 4 生命科学連携推進協議会 社会との接点活動班  
文部科学省 新学術領域研究 2019年度市民公開シンポジウム  
「ゲノム編集の現在地 - 社会とともにある科学研究 - 」  
結果報告
- 参考資料 5 仏生命倫理委員会 委員長との意見交換の会合 結果報告

議事概要：

(福井会長) それでは、ちょうど4時になりましたので、開催させていただきます。

ただいまから総合科学技術・イノベーション会議第120回生命倫理専門調査会を開催させていただきます。

構成員の先生方には、御多忙の折、御参集いただきまして、本当にありがとうございます。

まず、本日の委員等の出席状況の報告を事務局からお願いします。

(長谷部参事官) お手元に生命倫理専門調査会の名簿を配布しておりますので、御参考に御覧ください。

本日の会議の構成員の御出席の状況を報告いたします。

上山隆大CSTI議員、松尾清一CSTI議員、水野紀子専門委員、米村滋人専門委員から御欠席の連絡を頂いております。小出専門委員が少し遅れられております。

本日の会議には、17名中13名が御出席であることを報告します。

以上でございます。

(福井会長) ありがとうございます。

引き続き、事務局から本日の配布資料の説明をお願いします。

(長谷部参事官) 配布資料の確認をさせていただきます。

資料は、議事次第にありますように10種類ございます。資料は5種類、参考資料は5種類ございます。

過不足、落丁等ございましたら、事務局までお申し出ください。

お手元のドッチファイルですが、関係資料をまとめてございます。

続きまして、当会議室のマイクの使用方法について説明いたします。

発言される際には、お手元のマイクのスイッチをオンにして御発言ください。なお、発言終了後はマイクのスイッチをオフにさせていただきますようお願い申し上げます。

傍聴及び取材の皆様にお伝えします。円滑な議事の進行のために、これ以降の写

真撮影等はお控えいただきますようお願いいたします。御協力のほど、よろしくお願いいたします。

以上です。

(福井会長) ありがとうございます。

議事次第を御覧いただきたいと思います。本日は、その他を含めて3つの議題が用意されていまして、議題の1が前回の議事録概要の御確認をお願いすることになります。議題の2で、前回に続き、審査体制に関して御議論をお願いしたいと思います。

それでは、議題の1、第119回「生命倫理専門調査会」議事概要(案)でございます。

資料1を御覧ください。

前回会議出席者の御発言の部分につきましては、事前に送付して御確認いただいておりますが、更に修正すべき点はございますでしょうか。

御異議がないようでしたら、とりあえずはこれでお認めいただいたということで進めさせていただきます。ありがとうございます。

本議事録は、生命倫理専門調査会運営規則第10条に基づいて公開ということになりますので、御了承願います。

それでは、議題の2、審査等体制に係る検討についてに移りたいと思います。

これまで3回の生命倫理専門調査会でヒト受精卵にゲノム編集技術を利用する基礎的研究の審査の在り方について、委員の皆様から御議論いただきました。前回は、議論の中で委員の皆様から御指摘いただいた部分について、本日は事務局で資料を作成していただいておりますので、まず説明をしていただきたいと思います。

これまで3回の会合でかなり議論を深められてきましたので、できることでしたら今回の会合で一定の結論を得たいと考えています。御協力をよろしくお願い致します。

それでは、事務局より、まず説明をお願いいたします。

(長谷部参事官) 事務局でございます。

前回の御議論の中で、再生医療等安全性確保法及びゲノム編集指針における倫理審査に関しまして、米村委員から御指摘がございました。本日米村委員は御欠席で

すが、書面による意見書を御提出いただいております。

参考資料2を御覧ください。下線部を中心に御紹介させていただきます。

書面による意見提出ということで「1 国の「審査」「確認」に関する厚労省・文科省の各提出資料について」。

「国が研究倫理審査を実施できることを根拠づけるものではなく、法的に研究倫理審査を行う権限が国に与えられているとはとうてい言えない。」と。理由の方が以下書かれておりまして、更に下線部としまして、結論が「再生医療等安全性確保法に基づく国の「審査」において倫理審査を行うことを正当化する法的根拠は存在しないと云わざるを得ない。」と、これは厚労省の資料についてということです。

文科省の方でございますが、「文部科学大臣・厚生労働大臣の「確認」は指針適合性の審査である」ということ、それから次のページに移りまして、「倫理的事項が研究実施の要件として定められていない以上、「確認」手続の中で研究倫理審査を行うことはできないと云わざるを得ない。」と。

「2 機関内倫理委員会の運用の問題について」、「問題は、質の高い審査を行う機関内倫理審査委員会にあるのではなく、きわめて質の低い審査を行う機関内倫理審査委員会が多数に上る点にある。」。飛びまして、「倫理審査委員会における審査の質の向上が必要であるとする認識は、法学・生命倫理学の間で広く共有されているのみならず、2012年に厚生労働省が取りまとめた「臨床研究・治験活性化5か年計画2012」の方針ともなっているものである。」と。

少し飛びまして、「現状の機関内倫理審査委員会の運用に問題があることは既に学界の共通認識になっていることに加え、新たな認定制度の創設は厚生労働省の方針ともなっており、多数の機関内倫理審査委員会が分散する従来の運用を継続することは適切でないと言わなければならない。認定制度を創設するに際しても、質の高い倫理審査を行える専門家の数は限られるため、認定要件を厳格化し大胆な集約化を図らなければ問題への対策にはならないと考えられる。日本の研究審査制度の在り方は国際的にも関心を持って受け止められており、倫理審査の質に問題があるとの認識が広まることにより、日本の生命科学全体の国際的な信頼性を大きく損なう可能性もあることが明記されるべきである。」。

3点目としまして「ゲノム編集技術利用研究に関する審査体制について」でございます。

「長期的な方針としては、国による認定制度を創設しつつ、認定要件を大幅に厳格化し、少数の認定委員会のみが専門性の高い研究の倫理審査を行えるようにする

必要がある」、「将来的には、両大臣の「確認」の手続は廃止すべきである」と。「従来の生命倫理専門調査会での議論に即して言えば、C案を支持するものである。」と。

暫定審査制度案として、下の方から次のページに書かれてございます。

時間の関係もございまして、大分はしょうらせていただきましたが、米村委員の意見書を御紹介させていただきました。

(福井会長) ありがとうございます。

続きまして、今読んでいただいた意見書について、厚生労働省、文部科学省から御説明をお願いします。

(黒羽研究企画官(厚生労働省・内閣府併任)) 厚生労働省でございます。

委員の皆様方の「机上資料」と書かれているものに従いまして御説明申し上げます。

まず1つ目の丸でございます。

再生医療等安全性確保法第1条の目的の規定におきまして、こちらについては生命倫理への配慮に関する措置等を明らかにすると規定されており、生命倫理の配慮に関する基準や手続についても定めております。

2つ目の丸でございます。

具体的には、例えば法第3条に基づく再生医療等提供基準の一部といたしまして、実施責任者が研究に関する倫理に配慮して当該研究を適正に実施するための十分な教育及び訓練を受けていなければならない旨の規定がございます。

また、施行規則第10条におきましても、再生医療を行う際には、倫理的及び科学的観点から十分に検討しなければならないと規定してございます。

また、研究計画書には、「倫理的な配慮に関する事項」を記載することとしてございます。

3つ目の丸でございますが、厚生労働省の役割ですが、厚生労働省は、第一種再生医療等提供計画に記載された第一種再生医療等が再生医療等提供基準に適合していないと認める場合には、提供計画の変更その他必要な措置を命ずることができるという規定がございます。

2枚目に行きまして、この命令の際には、「厚生科学審議会の意見を聴かなけれ

ばならない」としてございまして、これに基づきまして、厚生労働省で倫理的な観点からの検討も行っているということでございます。

それから、米村委員の御指摘の中で、例えば第9条におきまして、個々の研究計画が倫理性を備えていることを実施要件とする規定ではないというような御指摘がございまして。確かに、こちらについては計画書の内容ではございませんが、倫理的な教育を受けていることが前提条件、その計画書等を作成するための前提条件ということで、そういう規定があるということでございます。

また、第10条でも、こちらの研究計画自体が客観的な倫理性を備えていることは要求されていないと御指摘されてございまして、こちらにつきましても、倫理的なところも十分検討する必要がある、計画書を作成する際に検討が必要であるということでございます。

また、10条は9条と異なって研究としての実施を前提としている条文ではないという御指摘をされてはいますが、研究について特記すべき場合は、「研究においては」という文言を条文上につけるということになっておりまして、10条は、研究も該当すると考えております。

厚生労働省からは以上でございます。

(前澤生命倫理・安全対策室長(文部科学省・内閣府併任)) 続きまして、文部科学省の生命倫理室長の前澤でございます。

資料2-1をまず御覧いただければと思います。

前回も口頭で、ゲノム編集指針の条文を御説明させていただきましたけれども、本日もう一度、条文を見ていただきながら、この指針の趣旨と、それから米村委員の御指摘について御説明を差し上げたいと思います。

まず資料2-1の2ページでございますけれども、第1章の「総則」というところに目的規定が置かれてございまして、「この指針は、ヒト受精胚に遺伝情報改変技術等を用いる基礎的研究について、ヒト受精胚の尊重、遺伝情報への影響その他の倫理的な観点から、当該研究に携わる者が遵守すべき事項を定める」と、そして「その適正な実施を図ることを目的とする。」とされてございます。

ここで言います「倫理」といいますのは、研究者の内面の倫理性を問題にしているのではなくて、ヒト胚の尊重ですとかヒト胚提供者への配慮、更にこの遺伝情報への影響など、この分野の研究に一般的に求められる倫理について、この指針の中で行動規範や手続的保障として具体化しているものでございます。

続きまして、その具体化の例を幾つか挙げさせていただきますが、4ページに行ってくださいまして、例えば第1章、第4には「ヒト受精胚に対する配慮」というのが定められてございます。

それから、その下の第2章には「ヒト受精胚の取扱い等」といたしまして、ヒト受精胚の入手についての手続が定められてございます。

それから、5ページに行ってくださいまして、第3章には、インフォームド・コンセントに関する手続、これは提供者の保護という観点からの手続が定められてございます。

さらに、第4章、7ページでございますけれども、こちらには「研究の体制」として、研究機関の基準がございますけれども、この中にヒト胚の適切な取扱いに関する管理体制が整っているか、それから個人情報や遺伝情報の保護のための十分な措置が講じられているか、更に研究倫理維持向上のための教育研修の措置等が定められておりますし、その下の3、「研究責任者等」というところがございますけれども、研究責任者の要件としまして、この指針の対象とする研究について十分な倫理的な認識を有することという規定がございますし、更に14ページに行ってくださいまして、個人情報の保護ですとか遺伝情報の取扱いについて規定を置いているわけでございます。

そして、9ページに戻っていただきますが、9ページの一番上でございます。機関内の倫理審査委員会は、この指針に則して、研究計画の科学的妥当性及び倫理的妥当性について総合的に審査を行うということになってございます。

その上で12ページでございますけれども、文部科学大臣及び厚生労働大臣が、この研究計画の指針に対する適合性について確認をするということも定められてございます。

このように、ゲノム編集指針は、倫理的観点からも審査基準としての実質的役割を果たすことができると考えてございます。

資料2-2に行ってくださいまして、これは研究計画書の項目につきまして、科学的観点、倫理的観点から例えばどういうことを指針に即して確認すべきかというものをもとめたものでございます。

ですので、倫理的観点につきましては、例えば(3)の研究責任者や研究実施者については、ヒト受精胚の取扱い、ゲノム編集技術を用いた研究に関する倫理研修を受けているかということがございますし、それからヒト胚の入手方法につきましても、受精後14日以内の凍結保存された余剰胚で、研究に関するICを受け無償

で提供されるものかと、そのほかについては説明を割愛いたしますけれども、このように、具体的に指針に則して確認すべき観点というものも明らかにすることができます。

このような資料も、今までの御議論の中で審査の質を上げるために分かりやすいガイダンスをという御意見も複数回頂いておりますので、指針の解説資料に加えて現場の便宜に供したいと考えてございます。

それから、念のためでございますけれども、組織法上の根拠についても、いま一度確認させていただきます。

資料2 - 1の「参考」というところでございますけれども、文部科学省の設置法、それから厚生労働省の設置法からだんだんおりていきますけれども、要は、文部科学省でございましたら、科学技術・学術審議会の下生命倫理・安全部会に置いた委員会で、この指針に基づく適合性の確認を行うということが定められておりますし、厚生科学審議会の下分科会、部会を置いて、更にそちらで適切な審査を行うというのは、先ほど黒羽企画官から説明のあったことでございます。

このように、手続的な観点からも適切な形で事前に定めていると考えてございます。

続きまして資料3の説明をさせていただきます。

こちらは、前回、甲斐委員、五十嵐委員から、議論に当たりましてAですとかBですとかCですとか類型化されておりました審査体制のうち、現行の審査体制の改善案、いわばA'と、それから国が指定する委員会の案、B案は似ている部分が多いのではないかと。ですので、そこが比較できるような資料をつくってほしいという御意見がございました。

それを受けて御用意したものでございますけれども、まず資料3のポンチ絵を見ていただきまして、左側がA'案でございます。

こちらは、研究機関の中に置かれた倫理審査委員会の質、運用の改善をガイダンス活用ですとか、あるいは外部の研究機関、学会等からの有識者派遣、意見書提出などにより図るものでございます。

また、現行の制度でも、この真ん中あたりの点線の部分でございますけれども、研究機関の判断によりまして、外部の倫理審査委員会に審査を依頼することもできるようになってございます。

一方、右のB案は、国が指定した委員会が研究計画を審査いたします。ですので、

これは一番上の研究機関のところの点線部分でございますけれども、もし自機関の委員会がその指定をとっていけば、A'案とは形の上で余り異ならないようにはなりません。それで、この委員会につきましても、他の研究機関、学会等からの有識者派遣、それから意見書提出を行うことで、より適切な審査が行われると考えられます。

いずれの案につきましても、この紙の一番下でございますけれども、文部科学省、厚生労働省、国のレベルにおいて研究計画の確認が行われるのは同じでございます。

B案につきましては、この緑色の線でございますけれども、この二段階の研究計画の審査の前に、国による委員会選定という審査が、一部プロセスが増えるという形になってございます。

それから、その次につけてございます整理表でございますが、これは今までの議論の中で浮かび上がってきたと考えられます審査において実現すべきポイントについて、それぞれの案でどのように担保されるかというものを事務局でまとめたものでございます。ですので、この部分の説明の中で、米村委員の御指摘の真ん中の2番目の審査の質への懸念というのも少し説明させていただきたいと思います。

まず上の欄から行きますと、「審査の質の確保」でございます。

これにつきましては、A'案でもB案でも、ガイダンス等の充実、外部有識者や意見書の活用を行える、あるいは積極的に行うべきなのは同じであると考えられます。また、A'案でも外部審査委員会への委託が選択できますし、B案でも指定IRB (Institutional Review Board) がその自機関であれば、A'案と似た体制になるといいますのは先ほど説明したとおりでございます。

また、現行の審査制度では、国による機関内審査委員会の審議過程の確認を行っております。これは、いわば審査の質を事後的に確認しているわけでございますけれども、B案では国によるIRBの指定を行うことで審査の質を事前に行ってございます。いずれにしましても、審査の質について事前か事後かという違いはございますけれども、審査の質について国が確認していることになると考えてございます。

また、その下の欄でございますが、特に「技術的専門性の審査」について、機関内委員会で可能かどうかという御議論も前までの回であったと認識してございます。これにつきましては、A'案についても、つまり現行指針でも審査委員会への専門家の参加を要件としてございます。これは更にもう一枚めくっていただきまして、倫理審査委員会の要件、ヒト胚に関する指針の要件をまとめてございますけれども、このゲノム編集指針が一番右でございますが、他の指針に比べまして、委員構成が

かなり具体的に、特定の専門家の参加というのを要請する形となっております。

それから、いずれにしましても、外部有識者の活用ができるということも、先ほど御説明したとおりでございます。

また、最終的には、A案ですと国の審議会においても研究計画の科学的合理性を審査するということになります。

一方、B案につきましても、これは具体的にどのような要件を想定するかにはよるんですけども、恐らく現行の指針の要件というものは、同様にかかっていくのだろうとまず想定しました上で、その上で、更に審査委員会の専門性を高度化できるかは、IRBの指定要件をどのように定めるかによると考えられます。

この点につきまして、IRBのヒト胚研究の審査経験を一つの条件にしてはどうかという御意見はございましたけれども、その他の具体的な御指摘というものは、これまでの御議論ではなかったように考えてございます。

それから、「2. 審査の中立性・透明性の確保」につきましては、A'案では、現行の指針にあるとおり、外部委員2名以上の参画、それから利益相反者の除外によりまして確保されていると考えられます。また、いずれにしましても、二段階目の国の審査というものは、その機関の外部審査として中立的かつ研究・審査情報が公開されて行われることとなります。

B案では、自機関以外の審査委員会での審査であれば、A案もしくはA'案より外部性、中立性が高くなると考えられます。二段階目の国の審査の意味合いは、A'案と同様であると考えております。

「3. 情報の集積・管理」につきましては、A'案、B案とも、IRBもしくは指定IRBと国に集積されることとなります。

それから、基礎的研究に必要な「4. 研究機関の自主性」につきましては、A'案では確保されますが、B案では一般的に弱くなると考えられます。

「5. その他指摘事項」といたしまして、A'案では、機関内審査委員会の方が研究責任者や自機関の研究乗りについて理解した審査が可能であること、また、審査経験を積むことで審査能力の向上が期待できるという点がございました。

一方、B案につきましては、先ほど申し上げましたとおり、審査経験のあるIRBを指定することが望ましいという御指摘を頂いておりますけれども、これにつきましては現状としまして、国の指針に基づくゲノム編集指針の審査というのは、まだ経験がないわけですが、ヒト胚を用いた研究全体について見ましても、複数の審

査経験を有する機関はないということを、確認として申し添えさせていただきます。

資料2、資料3の説明は以上でございます。

(福井会長)ありがとうございます。

どのように議論を進めましょうか。最初に米村委員からの書面による意見提出について、御議論いただければと思います。

最初の「国の「審査」「確認」に関する厚労省・文科省の各提出資料について」では、研究倫理に関する事項が盛り込まれてはいますが、国は倫理審査を行う権限はないという結論になっております。事務局から説明していただいたように、法案の中にはたくさん研究倫理に関する文書はあるんですけども、最終的には包括的な倫理審査を行う権限はないと米村委員はおっしゃっています。私もこの会議で何回も、国の審査委員会でやっていることは、実は法律違反だと言われました。二段階で審査するということは、ほとんどの委員の皆さんの間ではコンセンサスが得られていると思いますけれども、二段階目について、倫理面についての包括的な審査を行う権限がないと米村委員が考えられているというところは十分確認しておかないと、一段階目の審査の話をして、意味がなくなってしまう可能性がありますので、まずその確認をしたいと思います。

私は事務局の説明で十分ではないかと、個人的には思いますが、法律の専門家の先生方から見ると、米村委員の書面による意見提出の1ページ目から2ページ目にかけての文章をどのように理解すればよいか、ご意見をいただければありがたいです。

加藤委員、どうぞ。

(加藤専門委員)加藤でございます。

ずっと欠席しておりまして申し訳ありません。大事な議論がされていると理解しております。

今の点なんですけれども、私もちょうど今日配られている議事録の中で、甲斐委員が、倫理というのは多義的であって、個人の倫理、内に入る倫理というのは憲法上の問題になる。行動のエシックスレベルだと、イギリスでもそういう運用をやっていて、世界的にはそういうところを国が規範として扱うというのは、そんなにおかしくないと言っておられるんですけども、そのあたりに問題の本質があるのではないかと思うんですけども、甲斐委員、いかがですか。

(甲斐専門委員)米村理論は、いつもかなり難しいわけですが、私なりに整理をしてみ

ますと、要するに包括的な倫理審査はできないということが何を意味しているか、です。

この「倫理」というのは、前回も私は申し上げましたけれども、一般的には多義的です。哲学的には小出委員が御専門ですが、心情倫理、つまり内面に入るような倫理も入りましょうし、生命倫理で扱う場合には、行動規範としてのエシックスを議論しています。

内面にまで立ち入る場合には、むしろ「モラリズム」という言葉を使うことが多いです。だから、リーガルモラリズムとの関係が問題となります。かつて平野龍一という刑法の大先生がおられまして、この先生は、法と倫理を徹底的に区別すべきである、という考えを説かれました。その影響を受けている法学者も今なおたくさんいます。

しかし、私は、そこには一部誤解があると思ってきております。なぜかという、先ほど述べたように、内面の倫理といった心情倫理に立ち入れれば、それは行き過ぎた介入ですけれども、今や行動規範としてのエシックスというのは、それをソフトローと呼ぶこともあるくらい、行動規範として客観的に何が求められるか、ということを決めることができるわけです。要は、法的制裁をもって対応するかどうかという違いがあるだけで、求められる準則としては、共通点がかなりあります。したがって、世界的傾向としては、アメリカでもイギリスでも、最近ではドイツでもそうであります。フランスでも、御承知のとおり、生命倫理三法に基づいて民法や刑法等の法律が改正されているわけです。そうすると、この両者の関係というのは、「倫理」という用語が入ったから法的に行き過ぎた包括審査になるとは私には考えられないわけです。

したがって、今日では、簡単に言うと、要するに「行動エシックス」という言葉がよく最近使われますが、法律的観点から、「リーガルエシックス」という言葉をあえて使う人もいるくらいです。そうすると、前回、多分、米村委員が指摘された中には、本日、前澤室長が言われたような部分の全体について、考慮に入れた御発言かどうかというのはちょっと分からないところがあります。

本日、前澤室長の御意見を聞くと、もう既にある指針の中はかなり具体的に審査対象が体现されているところがあります。これは決して包括的な審査ということではなくて、かなり個別具体的なところまで入っていますから、そういうことを考慮していけば、私は国がその意味での包括的倫理審査をやってはならないという根拠にはならないと逆に思っておりますし、世界の潮流はそういうことで動いているというふうに補足をしたいと思います。

そんなところによろしいですか。

(福井会長) 加藤委員、どうぞ。

(加藤専門委員) ありがとうございます。大変分かりやすかったと思います。

それで、更に、これは前澤室長に確認なんですけれども、先ほどの科学技術審議会の生命倫理・安全部会で、上から設置法に基づいたところからずっとあって、そこが倫理指針の適合性を明確にするというふうになっているという構造を、これはなかなか生命倫理専門調査会でも出ていないところなんですけれども、言っていたいて、ですから、甲斐委員のおっしゃる行動規範としての倫理を部会が見るというのは、こういう構造としても合っているわけですね。そこを確認させてください。

(前澤生命倫理・安全対策室長(文部科学省・内閣府併任)) はい、そのとおり考えてございます。

繰り返しになりますけれども、ここの審議会の下で確認いたしますのは、研究者の方の内面の倫理ではなくて、甲斐委員のお言葉をかりると、行動規範としてのリーガルエシックスでございます。

(加藤専門委員) 恐らく米村委員の御指摘は重要で、倫理は私もいろんなところでしゃべるわけですけれども、どうしても皆さん両方をイメージされていて、個人の倫理と、それから組織として、あるいは研究者としての行動規範ということ、両方のことをイメージされて、それがなかなか社会的に、ここでは何を議論しているのかが共有されていなかったのかなと思います。ですから、それを指摘していただいたことは重要だと思います。

(福井会長) でも以前、米村委員に、倫理について、具体的にどういう点を考えているのか伺った折に、autonomyとbeneficenceとnonmaleficence、justiceだと、はっきりおっしゃっていました。

(加藤専門委員) なるほど。モラルじゃない。

(福井会長) 別に内面の話ではなかったと僕は理解しているものですから、ですから、非常に議論が……

(加藤専門委員) 混乱したと。

(福井会長) 混乱というか、非常に基本的なところでぶつかっているというふうに私は思いました。決して内面の心情というか……

(加藤専門委員) 例えば4原則のことを出して、その審査ができないとおっしゃったと。

(福井会長) いや、倫理は何を意味しているかという話になったときにそのようなことをはっきり言われたので、私自身は心の内面の話とのコントラストで議論してきたわけではないというふうに思っています。でも、行動エシックスのことだということを、ここで確認をしていただいて、それはそれでいいと思います。

(加藤専門委員) 私自身、直接聞いていないので、余り立ち入らないことにします。

(福井会長) 青野委員、どうぞ。

(青野専門委員) すみません、最初に大変基本的なことを確認させてください。

私が資料を見損なっているのかもしれませんが、最初に厚労省が御説明くださった厚労省資料というのは、つまり資料何の何のことでしょうか。文科の資料は資料2 - 1でいいんですよね。文科から御説明のあった資料は。

(前澤生命倫理・安全対策室長(文部科学省・内閣府併任)) 机上配布扱いになってまして、お手元にありませんでしょうか。

(青野専門委員) 「机上資料」というものですね。だから、資料2の何とかというふうになっていないということですね。分かりました。それは非常に基本的な確認でした。すみません。

もう一つは、今、厚労省、文科省から御説明はあったんですけれども、そもそも米村委員は、ここに書かれているように、つまり文科、厚労からここに提出されている資料を、御欠席ということで事前にその資料を御覧になって、その上でここに意見を述べられているように私には読めるんですけれども、そうではないんでしょうか。

(長谷部参事官) 本日、米村委員は御欠席ということで、事前に説明させていただいたときの資料です。

(青野専門委員) ということは、多分、確かに法的な議論というのは、なかなかそれ以外の人には難しい部分があるんですけれども、今の理解では、残念ながら御欠席ではありますが、米村委員は、恐らくは今の文科省、厚労省の御説明には納得しないということでこれを書かれているように思われるので、私としては、やはりかなり議論になった点でもありますし、座長も重要であるということはお認めくださっているとしますので、御本人にもう一度、御出席のもとで、この点については確認をしていただくのがいいのではないかとこのように思うのが1点です。

もう一点は、恐らく米村委員の意見提出は、単に国のこの指針に、研究倫理審査を行う権限が国にあるという法的根拠があるかないかということだけではなくて、

それ以外の部分も入ってきていると思いますので、そのこともかなり重要な御指摘であるかと思しますので、その点も含めて、重ねてになります。改めて御意見は伺いたいと思います。

それからもう一つ、私は先ほど甲斐委員がおっしゃった各国、フランス等を見ると国が倫理審査をしてはいけないということはないというふうにおっしゃったんですけども、私の理解が足りないかもしれませんが、そのことと、ここで米村委員が言っている日本のこの指針条文からは法的根拠が読み取れないということは、何だか違うことのように思えたので、その点を確認させていただきたいです。

(福井会長) 2点目ですけれども、倫理審査の適切性だけで終わるつもりはございませんので、これから議論する予定です。

(青野専門委員) 分かりました。

(福井会長) 甲斐委員、今の3つ目の点について何か御意見ございますか。条文に書かれている文言から、倫理審査を国が行ってもいいと解釈できるかということだろうと思います。

(甲斐専門委員) 米村レポート(書面による意見提出)は、もちろん先ほど言ったような一つの点に尽きるわけではなくて、青野委員が言われたように、ほかのことも書いておられます。

それに対する回答が前澤室長の回答であったわけで、条文でいろいろと分析してみると、それに見合う内容のものも一応考慮されている。それで十分かどうかという課題はあるかと思えますけれども、少なくとも、そういう観点で見ると、条文を個々に見たとしても、全面的に否定するというようなことで体制ができていない、というふうに理解できるんですね。

恐らくパーフェクトなものというのはなかなかできないんですね。どれかを採用すると片方のデメリットが出る。ここらあたりが難しいところです。したがって、議論を尽くしてルールとして大方の合意が得られたような合意形成ができたところで規範というのが成立するというのが筋ではないか、と思うわけであります。

個人の考えとしては、いろいろな考えを持ってよいと思います。私も個別には言いたいことはあるんですが、膠着状態の問題について合意形成で国のルールをつくるといったときには、どこに共通点が見出せるかということも見ながらやるべきであり、先ほどの説明を聞いている限りでは、ある程度配慮がなされているように思います。

したがいまして、前回出たA'案、B案、C案、と意見が出ましたね。せっかくあそこで出た意見、それをいかにまとめることができるか。米村委員が言われたような問題意識ももちろん念頭に置きながら、現時点でそれを取り入れることができる部分と、現時点では取り入れるのが無理な部分とを切り分けて、現時点ではどうするか、というところが大事です。いきなりパーフェクトなものではない以上、また数年後に改正ということもあり得るので、指針であればなおさらですので、そういう検討方法で進めるということではいかがか、というふうに考えております。

(福井会長) ありがとうございます。

いかがでしょうか。小出委員、どうぞ。

(小出専門委員) すみません、くどいようですが、もう一度確認させていただきたいんですが、ここに米村委員が「厚労省資料について」と、それから「文科省資料について」と書かれているのですが、これらの資料はここにあるのですか。

(長谷部参事官) 厚労省資料というのが机上資料というもので、文科省資料というのが資料2-1になります。

(小出専門委員) そういうことですか。分かりました。ありがとうございます。

(福井会長) すみません、説明が十分でございませんで。

阿久津委員。

(阿久津専門委員) 私は前回も出て、米村委員の発言を直接聞いておりました。

今回の資料も見て、率直に言って、前回のご発言からでも、研究者の立場から言いますと、私たちは何に依拠して研究をやればいいんだという、すごく混乱した覚えはあります。ゲノム編集にしても、結局のところ、タイトルにもあるようにそもそも研究の倫理指針でありますし、私たちがやっているヒトのES細胞の樹立の指針も、あれも私自身は倫理指針だと思っております。

どのような点を注意して倫理的に問題なく研究を行うべきかというところで、指針の内容でありますし、それに基づいて研究計画を立て、審査、IRB、あるいは国の委員会でもそれに基づいて審査されたという、そこでようやくES細胞の樹立、あるいは研究ができるようになってきていると思ってきました。それを根本的に、その依拠するところを揺さぶるようなことだと、本当に研究者として、では何を土台にしてやって、今まではでは何だったんだというのが研究者としての率直な感想でした。

今回の文科省の、あるいは厚労省の資料でも、納得はしております。

(福井会長) ありがとうございます。

青野委員がさっきおっしゃった、米村委員がいらっしゃるところでもう一回議論をとというのは、議論の進みで、必要だったらもう一回いらっしゃるところで、最終的に決めるという手順にしたいと思っています。

そのほか、いかがでしょうか。

結局、倫理というのは何なのだという話になっていくと思います。科学的な側面ではなくて、正しいとか正しくないとか、人として正しい行いなのか、また社会として正しいのは何なのかという価値判断だと思いますので、今までのやり方でも、私はいいのではないかと考えています。

もしよろしければ、米村委員の提出された資料の2ページ目の「機関内倫理委員会の運用の問題について」という部分と、先ほど事務局から説明がございました資料3のポンチ絵を同時に見ていただきながら、A'とBのどちらがいいのかということにも絡めて御意見を伺えればと思います。

私は米村委員の御発言をいろいろ伺って、今回資料も頂いて思いましたことは、機関内倫理審査委員会の質について、人によって持っている印象が随分違うということでした。米村委員はすごく質の低いところがあるということをおっしゃっていて、2ページの真ん中付近にあります玉腰先生論文などを引用されて、御自分の経験も加えて、質の低い審査を行う審査委員会を予防しなくてはならないという意識が非常に強いと思いました。

実は、玉腰先生の論文は、私が座長で平成25年から26年にかけてつくりました人を対象とする医学系研究の倫理指針のディスカッションをする中で、厚生労働省の研究費で調査されたものでして、確かに外形基準は決まっていたのですが、調べてみると、それを守っていないところが何十%もあったというものでした。

ただ、これは疫学研究についての審査委員会が対象で、確か私はそのとき、外形基準をつくるだけではなくて何らかの方法で、モニタリングと、審査の結果を常にオープンにしていくというトランスペアレンシーを同時に確認しないと駄目だと強く感じたことを覚えています。

A'とBのことも含めまして、いかがでしょうか。

神里委員、どうぞ。

(神里専門委員) A'、B、どちらにするかの議論の前提として、前回、最後の方で苛原参考人から一つ貴重な御提案を頂いたと思います。

その御提案というのは、いわば第一段階としては、学会が連合体をつくって、ここでの審査をすると。その上で機関の方に持って行って審査をするということで、まずは専門家が少ないという実態の中では、そういう運用もあるんじゃないかという御提案を頂きました。

今日のこの資料を拝見すると、A'案で確かに他の研究機関、学会等というのはあるんですけども、飽くまでこれはアドホックでというような書きぶりになっています。

前回の苛原参考人の話は、そういうアドホックという話ではなかったと思うので、またちょっとニュアンスが変わっていると思いますので、あの御提案はその後どうなったのかということをお教えください。

(長谷部参事官) 最後の方に、確かにそういった御意見がございました。個人的な御意見ということだったので、特にそれ以降の検討等は行ってございません。

(福井会長) すみません、私もその点はちょっとフォローしておりませんでした。学会が連合体をつくって審査ということですが、その場合は例えば学会の先生方が得意とする分野の側面、つまり例えば科学的側面だけを審査するという意味なのか、そこに一般の方や生命倫理の方も入って、必要とされている要件を全て満たす委員会をつくってということなんでしょうか。

(神里専門委員) 前回は、そこまで明確な御提案ではなかったもので、今回の委員会までに具体的な何か詰めた話があったのか、実現不可能であるならば、今のところは実現不可能という御回答を頂くなり、前向きに進めるのであれば、どういう形が現実的にできるのかということについて、少し事務局とのやりとりがあったのではないかと期待していたんですけども、事務局の方からそういうアプローチはしていないということでしょうか。

(長谷部参事官) 特に苛原参考人とは御相談等させていただいてはおりません。

(福井会長) 青野委員、どうぞ。

(青野専門委員) 私もそれがどこに行ってしまったのかなというふうには思っておりません。それはここでも検討するに値する御発言ではあったと私は感じたんですけども、どのようにそれを組み込むことが可能なのか、もしくは、いやいや考えて検討してみたらそれは無理なのかということをお、せっかく御発言いただいたことです。

し、また、以前は一度、やはり学会がかなりコミットしてくださるという話があって、それが一度は立ち消えになったわけですが、学会がコミットしてくださるということについては、もともとは、ここでは非常にポジティブであったというふうに私は思っておりますので、その点はここで議論をする価値があることではないかなというふうに思っております。

(長谷部参事官) 苛原参考人からの御提案については、確かにそのようにあったんですが、調査会の委員のお考え方等分かりませんでしたので、特に話を進めるようなことはしておらないという状況です。

これまでの議論の中でも、審査についてはなるべく研究者に負担をかけないようにというような意見もあったかと思っておりますので、段階を増やすということについては、個人的にはどうかなというふうに思って、調査会委員の御意見を伺ってからでないと進められないと思っておりました。

学会との協力につきましては、A'案の方でも御説明させていただいておりますが、これから具体的にはどう学会と関わっていくかということですが、苛原参考人も松原参考人も協力していただけるということでこの場で御発言いただいておりますので、委員の照会等、具体的にはどのようなことができるのかというのは、また今後、具体的などころは各省の方で詰めていただければいいのかなというふうに思っております。

(福井会長) 先によろしいですか。加藤委員。

(加藤専門委員) 一般論として、倫理審査の現場に携わる者として、やはり三段階あるのはかなり問題があるのではないかと思います。

今、事務局がおっしゃったように、学会が委員を用意している、これは外部専門家として派遣する、それはA'案であろうがB案であろうが、そういうふうに表明されるのが一番いいと私は思います。今の点に関してのみ発言しました。

(福井会長) ありがとうございます。

甲斐委員。

(甲斐専門委員) これは用語の問題ですが、ここで使っている「アドホック」という意味合いについてです。これも受け止め方は人によって違いますよね。「アドホックな委員会」として別途あるとなると、加藤委員がおっしゃるとおり、三段階になってしまうわけですね。

苛原参考人のこの前の御意見をどう受け止めるか、つまり学会で協力するという

ことは私も確認はしまして、「相互に連携しましょう」ということまでこの場で合意が得られたことは、ありがたいことです。問題は、そこでの関わり方ですね。したがって、関連連合学会で常時、必要があれば委員を送り出しますよという意味で、委員をある程度プールしておいて、「要請があったから、ではどうぞ」といって専門家を送り出すようなタイプ、これをアドホックと言っているのか。あるいは、それがあろうとなかろうと、常設的にそこで何か別途審査をするということイメージしているのか。これは受け止め方によっては随分変わってくると思うんですね。そのこのところをやっぱりこの調査会で共通了解事項として持つておかないと、関連連合学会に対してもまた御迷惑をおかけするので、協力がいかにうまくかみ合うかという確認をしながら議論をしていただければありがたいです。

(福井会長)では、すみませんけれども、この点につきましては確認をお願いできますか。

(長谷部参事官)具体的にこちらの方の調査会の考えがまとまりましたら、また確認させていただきます。

(福井会長)どうぞ。

(神里専門委員)学会側の御事情もあるので、こちらの意見が固まってからというか、割と同時並行に調整をした方がいいと思うんですけれども、なので、今のお話でこういうことになったので、御相談を頂ければと思いますが。

(福井会長)案を確かめてもらうということ、まずお願いしたいと思います。つまり人を派遣するだけの話なのか、連合体としての審査を行うということ想定している発言だったのかぐらいは、確かめていただけますでしょうか。

(長谷部参事官)それは苛原参考人ということですか。

(福井会長)では、加藤委員。

(加藤専門委員)ずっと振り返ると、遺伝子治療学会、それから人類遺伝学会、そして苛原参考人の生殖医学会とあって、それぞれそのときの委員、参考人の御意見がいろいろ出たと私は理解しています。

私は人類遺伝学会、松原先生、金田先生は、受け取ることはできない、やっぱり国が責任を持ってやりたい。しかし、専門家としての協力はするとおっしゃってきたと私は思っているので、そこは様々な方の連合体と今言っているわけですから、その中でいろんな方がここに出てきていただいたので、全体を見てお聞きになる方がよいと思います。苛原参考人の意見だけでは、まずいと思います。

(福井会長) いずれにしても、どういう案なのか確認をするということはやっていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

基本的には、加藤委員が先ほどおっしゃった三段階や一段階ではなくて、二段階ということでは、恐らくこの委員会としては、コンセンサスは得られていると思いますけれども、その方向でよろしいですか。何度か三段階の話が出てきたりしたときも、やはり二段階がいいのではないかという話だったと思いますので、基本的には二段階でということでは……

(加藤専門委員) 何度もすみません。ちょっと確認なんですけど、関連して。

米村委員が、質が低いところが問題であるとおっしゃっているのは、もちろん一段階で質が低いところがあると大変なことになると思うんですが、二段階にもかかわらず質が低いところがあるのは大いに問題とおっしゃっているのか、独立の2つの話をされているのか、そこが分からないんです。

(福井会長) 私が理解しているところでは、これは飽くまでも機関内の委員会についての質の話だと思いますけれども、二段階目のところについては、特別なことはおっしゃっていないと思いますが。

(加藤専門委員) なるほど。

では、二段階を通ると、そこが倫理としてどこまでやれるかということは疑問を呈されているけれども、通ること自体は米村委員は認めた上で質が低いのは大いに問題で、だからB案がいいとおっしゃっているんですかね……、C案でしたか。Aは駄目だということですか。

(福井会長) そうですね、そうおっしゃっていましたがけれども。

(加藤専門委員) 私はちょっと不思議で、国が確認して、今日の議論で倫理の部分を見るということであれば、それを前提に議論する方がいいと思うんですけれども。全体で議論すると、必ずしも多様なレベルがあるということは、現実的には最後にハードルがあるわけですから、二段階目で、ちょっと議論が変わるんじゃないかと思っていますが。

(福井会長) 議論が行ったり来たりして申し訳ないですが……

(加藤専門委員) すみません。

(福井会長) いや、国による二段階目は、そもそも倫理審査しては駄目だとおっしゃいました。ですから、恐らく米村委員のおっしゃっていることは、第一段階目の機関

内倫理委員会の審査がとても重要で、そこに質のばらつきがあるのがおかしいと、私は受け取ってきました。

少なくとも、二段階目はちゃんと倫理審査をするのが適切なんだというところをまず確認した上で、それで一段階目をどうしようかという議論をお願いしたいと思った次第ですけれども。

(加藤専門委員) ずっとこの問題を見てきた立場から、「確認」という言葉は、やはり確認であってほしいなと思うんですけれども、そこを倫理審査と呼ばないというのは。ただ、実質として甲斐委員の御説明にあるように、倫理の面、つまり指針が要求しているものをちゃんとやっているということを確認している、それは実質としては倫理が保障されているというところを国が見ている。

(福井会長) 厚生労働省の方では「審査」という言葉を使って、文科省では「確認」という言葉を使っています。審査ではまずいんでしょうか。

(前澤生命倫理・安全対策室長(文部科学省・内閣府併任)) 便宜上、審査という言葉を使っておりますけれども、厳密に申し上げますと、許認可などの権限があつての審査ではございませんので、これは厚生労働省の臨床関係の法律に基づく審査と、こういう研究の倫理審査とは、基礎研究の倫理審査とは異なるところであると考えております。

ですので、飽くまでも事前に示された、このC S T Iの生命倫理専門調査会という、ある意味、社会を代表する方々に集まっていただいて、こちらの確認……、確認という言葉が何かひっかかりますけれども、こちらにもきちんと見ていただいた上で決めました指針に基づいて、私どもは確認する立場だと理解しております。

(福井会長) 審査をして確認するというのは、おかしい日本語なんでしょうか。

(黒羽研究企画官(厚生労働省・内閣府併任)) 厚生労働省ですが、厚生労働省も法律上、国の審査という規定はございません。表題として「審査に関するご回答」と書いてありますが、これは米村委員が審査という言葉を使っていたので、そういう言葉を使っております。

厚労省の回答書の2枚目のとおり、適合性について審議を行うところで倫理的な観点から検討を行うというのが、厚生労働省の立場ということでございます。

(福井会長) 「適合性について審議を行う中で、倫理的な観点から検討を行う」ということですので、普通に考えると審査みたいな手続をとるということではないかと思えますけれども。

青野委員、どうぞ。

(青野専門委員) 私も米村委員の真意をここでほかの人が図るのは分かりにくいとは思いますが、最初の頃から伺っていて、つまり国の指針上、国ができるのは確認であって倫理審査ではないということのように私は理解していて、確認になると、やはりそこには何か限界があるはずであるというふうに、私としては理解してきたわけです。

ですので、ごめんなさい、今、更に混乱したのは、だから加藤委員も、それは飽くまで確認であるとおっしゃったので、やっぱりそれは確認なんですね。

(加藤専門委員) 私の意見は、とてもすっきりしたというのが今日の議論です。

というのは、学術審議会の設置法から、設置の法律の体系等から始まって、最後のそのもとに確認をするんだと、そして何を確認するかということ、指針の中にある前澤室長がずっと説明された倫理面をしっかりと見ることが指針が指示していることなので、それができているかどうかを確認するんだと。

すなわち、普通の言葉で言うと、倫理的にしっかり計画がつけられているかを確認するので、これは、ぽんと言いかえれば、恐らく倫理審査になると思います。だけれども、国の仕組みとしては倫理審査をやっていると言えないというのはあると思います。そういうふうに私は講義などでしゃべってきたので、そのしゃべる中身が、実は国も倫理を見ているんだと、ある部分ですよ、というのが今日、我々の中で一応見えたと思うので、私はとてもすっきりしたし、米村委員がそこまでのところまでを御理解いただければなと私は思いますが。

(福井会長) 小出委員。

(小出専門委員) 1つ大事なポイントとして、最終的に国による二段階目の、確認でも審査でもいいですけれども、もしその研究計画が倫理的に不適合だと、指針に適合していないと判断されたときに、それを差し戻せるということが大事なことだと思うんです、手続として。大臣にしても、あるいは審議会だか何かにしても、適合していない場合には差し戻せる、そのことははっきり指針には書かれていないんですよ。だけれども、この指針でそういうことができるのかどうかということを確認したいです。

(福井会長) 実際、我々は何度も差し戻しています。インフォームド・コンセントが多いですけれども、それ以外の部分につきましても、厚生労働省の会議では、実際は何回も差し戻しているのが現実です。

(小出専門委員) そういうことをしていいのかどうかというのが、多分、米村委員のポイントかなという気がするんですけども、要するに法的な根拠がちゃんとあるのか、ということ。

(黒羽研究企画官(厚生労働省・内閣府併任)) すみません、厚生労働省です。

再生医療等安全性確保法の中では、1枚目の一番下の丸のところですが、法の8条第1項で、再生医療等提供基準に適合していない場合につきましては、提供計画の変更その他必要な措置をとることを命ずることができるというふうに書いてあります。

また、不明な点があれば、実際の機関にそういう不明点をただすというか、ということかというのを聴取するということになりますので、法律上もそういうことは可能であるというふうに考えております。

(福井会長) どうぞ。

(前澤生命倫理・安全対策室長(文部科学省・内閣府併任)) 私の方から先に補足させていただきます。

先ほど御説明しました指針本体の12ページのところに「大臣の確認を受けるものとする。」とございまして、この「確認」という言葉は、行為として確認をしました、その結果、不適合であっても、とにかく確認をしましたということだけを示しているものではございません。適合しているか適合していないかというところを判断しまして、かつ、それを差戻しというかどうかはありますけれども、適合していなければ適合するまでやってくださいという指導を、これは行政指導としてしていくものと考えてございます。その指導を受けるかどうかというのは、もちろん相手方の自由意思に任されているところはございますけれども。

少なくとも指針上のこの「確認」というのは、小出委員の懸念しておられるような、何と申しますか、1回そういう確認というプロセスを経ればいいというようなものではない実質的なものでございます。

(福井会長) 小出委員。

(小出専門委員) ですから、差戻しのようなことまで、この文言は含んでいると理解していいのかどうかということが、ちょっとひっかかったものですから。

(前澤生命倫理・安全対策室長(文部科学省・内閣府併任)) すみません、シンプルに説明させていただきます。

この文言の意味としましては、確認を受けなければ、この指針上、研究はできないということになります。

以上でございます。

そして、念のためでございますけれども、その確認というのは、この指針に適合しているかどうかという、その研究計画の内容面の確認でございます。

(福井会長) 法律は書いていないことをやっては駄目なのでしょうか。書いてあることに反することをしたら駄目なんですけれども……、何か難しいですね。

(前澤生命倫理・安全対策室長(文部科学省・内閣府併任)) すみません、もう一言だけ補足させてください。

この指針上は、適合性確認がなければ研究はできないという、もうそのことに尽きると思っておりまして、研究機関の方はもちろん、ですから研究を実施したいのであれば指針に適合するように出してくださいと、もうそのことだけで、わざわざ差し戻すとかもう一回やらせるとか、そこまでのことは指針上は不要であると考えてございます。

(福井会長) そこまで書き込む必要はないという意味でしょうかね。

小出委員、どうぞ。

(小出専門委員) 私は法律の専門家ではないので、法規制の実際のことにはよくわからないのですが、例えばフランスの生命倫理法では、保健・研究担当大臣は、許可された研究の実施の禁止、中止、再審査を要求することができる、と書かれておりますので、それなら明瞭なわけです。

(福井会長) 何かの形でそれを書き入れるということは、どこかに……

(前澤生命倫理・安全対策室長(文部科学省・内閣府併任)) このプロセスは、文言に即して御説明しますと、研究機関の長がこの研究計画の実施を了承するに当たって文科、厚労両大臣の確認を受けるとございます。なので、この両大臣の確認がとれなければ、研究機関の長は研究計画の実施が了承できないということになりますので、そのプロセスを進めたければ、繰り返しになりますけれども、きちんと適合性の確認をとってくださいと。もうそれだけで、それ以上はどうされるかというのは、その研究機関の御判断でございますけれども、指針上はこのようになっております。

(福井会長) 今、小出委員がおっしゃったのは、適合していない場合にはどういう手続

をとれるかというところまでフランスでは書いていると。もしそのように書いていれば分かりやすいんじゃないですかという御意見だったと思いますけれども。

話し合っ、こういう資料に書き込むことはできると思いますが、法律になっていないから、米村委員はそのことをどうおっしゃるか、恐らくそういう話だと思いますけれども。

いずれにしても、第二段階の国の審査では倫理的な側面についても、実質的な審査を行うということは、また行えるということは確認ということによろしいですか。それを委員会として確認していただいた上で、第一段階目の機関内倫理委員会の在り方についての御意見を是非伺いたいと思うんですけれども。

加藤委員。

(加藤専門委員) 久しぶりに来て、たくさん発言して恐縮です。

私は、はっきりと意見がございまして、A'案の方がよいと思っています。その理由は、研究機関の自主性及び前回の議事録を見させていただいて、久慈委員と、それから阿久津委員がおっしゃった、自分のところのそばで組織も本気になってやる、久慈委員がおっしゃったのは京都と東京だけではやる気が出ない人が多くなる、研究者が多くなるといったような点があって、やはり私は日本という大きな国の中で、各地でこういう研究が進むということ、まずは信頼して、それが促進される議論をした方がいいと思うので、A'案の方がよいんじゃないかと思っています。

(福井会長) その場合に、質があるレベル以上だということを担保するために、今出ているこの在り方以上に何か必要かどうか、米村委員に理解していただく上で、何かあれば。

(加藤専門委員) 私は、先ほど前澤室長の方から説明があった、現行のゲノム編集の指針の中で生殖医学の専門家と遺伝情報改変技術の専門家が入っているということ、それは一つにしかすぎないと思いますけれども、そのこと。

それから、我々が今、学会との連携を議論していて、学会から専門家を派遣するという方向に一応議論があると思っていますし、そのような、どこでもやっている倫理審査をやってもらうのではなくて、しっかりとした審査をこの指針に、今度の仕組みには要するということを担保してもらえれば私はいいと思うんですが、もちろんそれは信じられないとおっしゃる方はたくさんおられると思いますが、そこは臨床応用の話をしているんじゃないので、やはりそこは、もちろんヒト胚はすごく大事にしないといけないですけれども、まずは始めてみるというのがいいのではないかと考えます。

(福井会長) その点について、委員の先生方には是非御意見を伺いたいと思います。

五十嵐委員。

(五十嵐専門委員) 研究をしてきた立場からすると、もし日本全体で2か所しか研究申請を出せないということは、大きな足かせだと考えます。自分の医療機関、あるいはすぐ近くの外部の医療機関に倫理審査をお願いできることの方が、研究者サイドからすると障壁が低いと思います。

方針としてガイダンス等を充実することが指摘されています。ガイダンスの中味をしっかり守っていただくことが大事と考えます。それを担保するために、研究機関で倫理審査委員会が行われる場合には、申請書や審査結果等を定期的に国は集め、出来る範囲内を公開することが大事と考えます。

(福井会長) ありがとうございます。

これは違う組織に最初から出したければそうしてもいいということですね。当然、自分の施設の中にもつくってもいいということだと思いますが、いかがでしょうか。

阿久津委員。

(阿久津専門委員) 研究者側からですけれども、今回、そもそもヒト胚、ゲノム編集指針によって行う研究、これは倫理指針なんですけれども、その中で審査するという意味では、多分一番重要なのが対象とするヒト受精胚、あるいはヒト胚の適切な取扱い、入手方法だったりICも含めて、その点が審査をきちんとすべきところなんだろうけれども、そこは現行の案で十分だと思います。

ただ、恐らくどんどん、こんなことをやったらどうなんだという様々想定される中で、大変なことを考えてしまうのは、どうしても中国の件があるので、あれは臨床まで行っていますけれども、そういうところに近い研究だったら、そんなとがった研究は審査できるんですかというところも一つ懸念だったと思います。それはここで相当議論しているように、有識者のそれぞれの研究で、恐らく様々な、このゲノム編集を応用した研究の内容というのが多岐にわたると思うので、それに合致したような専門家を学会なりなんりの力をかりて、より審査を補充していきましようというのが私の理解で、これは全く異論がありません。

基本的なところ、胚の入手だったりというところをきちんと審査できるような機関内の審査、あるいは外部の審査を応用する、借りるなり、そのところがきちんとできていればいいのではないかなと。

この指針自体が対象が広いので、何も臨床に近づくような研究だけを対象にして

いるわけではないので、そういった指針自体、全体を広い意味でカバーできるようなところをきちんと体制としてできていればいいし、プラスアルファで有識者のお知恵をかりればいいというふうには理解しております。

(福井会長) その場合、細かいことですけれども、有識者が実際に委員会に出席しなくてはならないのか、または文書だけでいいのかとか、そういうことも一回議論になったように思います。出席を求めるとか、そういうことも恐らく議論になるんじゃないかと思えますけれども、先生はそのことについてどう思われますか。

(阿久津専門委員) それに近いことは私自身ありました。

別の機関のIRBで、有識者として意見を求められた経験があります。そのときは書面でしたが、書面の資料で書面で返すというところで、できる限りのことはしますけれども、やっぱり本来ならば、その委員会の場にいた方がいいかなという気はします。

(福井会長) ほかにいかがでしょうか。何かほかに御意見はございませんでしょうか。

青野委員、どうぞ。

(青野専門委員) まず1点確認をしたいんですけれども、A案というかA'案が優れているという整理の中に、今も研究機関の自主性というようなことが出てきたと思いますし、また、これまでの御意見の中には、研究の自由という言葉も出てきていたかと思えます。

また、事務局のまとめの中にも、この両方が出てきていると思うんですが、これはそれぞれ別のことのように私は思うんです。研究機関の自主性ということと研究の自由ということ。資料4の別表1を見ると、これは「研究機関の自主性」がA案、A'案は優れているというふうになっているかと思うんですけれども、つまりは、これは研究機関の自主性において優れているので、この案の方がいいという整理なんでしょうか。それは委員の先生方もそういう意味でよろしいのでしょうか。それを確認させてください。

(福井会長) もう一回、資料4の別表の……

(青野専門委員) 資料4、別表1、「研究機関の自主性」においてA、A'が高、B、Cは低。

(福井会長) 分かりました。ありがとうございます。

(長谷部参事官) 自主性のところにつきましては、これまでの審査等体制に係る検討経

緯ということで、参考資料1の方にも主な報告書の抜粋をまとめさせていただいておりますが、その中でも研究機関の自主性が重要だという記載が、たしか幾つかの報告等であったかと思っております。

A'案については、研究機関の自主性が一番担保されるということで、それは一つのメリットかとは思いますが、そのほか総合的な判断ということになると思います。

(青野専門委員) すみません、それと研究の自由とはイコールなんですかという質問も含めていたんですけれども。つまり、この関係はどうなっているんですか。

(前澤生命倫理・安全対策室長(文部科学省・内閣府併任)) 事務局でございます。ちょっと補足させていただきます。

研究の自由といえますのは、憲法の23条、学問の自由の中に含まれているものでございますけれども、学問の自由、研究の自由というのは、研究者個人の自由と、それから研究機関というものも機関として研究活動を行っておるわけでございますので、その研究機関の自主性というものも、この研究の自由の中に含まれるのではないかと、そういう包含関係ではないかと考えられると思っておりますが。

(青野専門委員) それは一般的にそう考えられているという理解でいいのでしょうか。

(長谷部参事官) 事務局としましては、研究の自由というような発言もあったかとは思いますが、研究の自主性ということで整理させていただいております。

(青野専門委員) むしろ研究機関の自主性が優れているという点が、A案は優れているということですか。

(長谷部参事官) はい、事務局案はそのようにとらえ説明資料をつくらせていただいております。

(福井会長) この項はなくてもいいのではないのでしょうか。これは飽くまでも機関内倫理審査委員会の自主性というくくりですね。

加藤委員。

(加藤専門委員) 私はそうは思っていないくて、研究機関が自分たちで責任を持って研究するという自主性を発揮できることがA案の方が高くて、B、C案は結果としてというところはあるかもしれませんが、自分たちで倫理審査委員会をつくり、自分たちの組織にいる者に対する審査をします。もちろん、そのことと、それがお手盛りになってはいけないわけで、外の目を入れてしっかりとした中立的な審査をします。

ということの両方を含めた責任を持つと。

(福井会長) もし、そうでしたら自主性よりも責任性という言葉の方が……

(加藤専門委員) 自主性と責任と両方あるんじゃないかと思いますが。そうですね、責任の方が前に出た方がいいように思います。

(福井会長) どうぞ。

(青野専門委員) その辺は整理していただきたいと思います。なぜこれを伺っているかといえば、A案、私は基本的には、個人的にはB案の方がいいと思っている立場ですが、もし、A案の方が優れているのでA案、もしくはA'案にするというのであれば、それぞれの優れている面、優れていない面を比較した上で、やはりそれはこちらに利があるというふうな論理立てをしないと、非常に分かりにくいとお尋ねをしているわけです。

研究機関の自主性ではなくて責任ですか、責任の面で施設内IRBにかけるA案が優れているのだとして、そういう御意見が多いのであればそうだと、それと、むしろB案の方がいいのではないかというメリットとしては、これまでも審査の質、審査の中立性、これもどこで担保するか、例えば有識者を派遣するとか派遣しないとかということ担保するということは出てきていますが、B案であれば指定倫理審査委員会であれば、派遣するまでもなくそこで担保できるということもあり得るわけです。その点では、この資料3のBのポンチ絵、ここもちょっと分かりにくいなと思うんですけども、この指定倫理審査委員会もA案の施設内倫理委員会も同様に、これは他学会から有識者をアドホックに派遣したり、意見書をアドホックに提出したりというふうになっていきますけれども、こういう場面はあるかもしれないけれども、もともと指定倫理委員会というのは、そこにはかなりの専門性を持つ人が集められているということが前提だというふうに私は理解してきましたので、ちょっとこの絵には違和感を感じるところであります。

そうした点を勘案して、Aの方が、つまり施設内倫理委員会にかけることで、研究機関の自主性なり責任なりが高くなることのメリットの方が、そもそも指定倫理委員会をつくって、そこにかけることによる質の担保を上回るのであると皆さんがおっしゃるのであれば、そのような論理立てをしないと納得がいかないのではないかと、外部に対しても納得が得られないのではないかとというふうに思います。

私の個人的な意見はB案ですけれども、飽くまでそうですけれども、資料4の「3.まとめ」の(1)、丸の2番目、3番目を読むと、その辺が非常によく分からない、論理構成がよく分からないと私は感じます。

2番目の丸では、ここに「研究の自由」と「研究機関による審査の自主性」というのが出てきますね。これは責任という言葉に置きかえるのかもしれませんが、「審査経験を蓄積し審査能力の向上に取り組むことが重要である。」と、こう言っているわけですね。

「ただし、」と、その後、審査研究が多くなってきたら、審査の均一化を図って円滑化を図るために審査の集約化も求められると言っているわけですね。すると、この書きぶりは、集約して審査することが求められるということは、B案のようなことを想定しているかのように読めるわけです。

そうすると、ここでは当初、A案のメリットとされていた研究機関の自主性ということよりも、何かそれを上回るメリットなりポジティブな面がこの集約化にはあるというふうに考えを変えろということなのかというのが、論理立てとして私にはよく理解できませんでした。

さらには、先ほど加藤委員が様々なところで行われることがいいと、そうおっしゃったんですけれども、やはり資料4の2ページ、「審査等の状況」の2番目の丸には、当面の指針に基づく審査申請が年間多数発生することはないと考えられると、そういう条件のもとでこれを考えているというふうに規定されているわけです。

そうだとすると、やはりその前提もどうも変わるような気がするんですが。つまり、様々なところで行われるのがいいということとを前提とする、だからこそ、施設内IRBがいいということと、そもそも（申請は）多くはないのだからという前提で、このようにまとめをするのでは、ちょっと考え方が違うような気がするというのが、私の今思っていることです。

（福井会長）どうぞ。

（甲斐専門委員）今の青野委員の御意見はごもっともなところがあると思います。全体のまとめの資料4を読むと、最後のまとめのところに苦悩がにじみ出ているといいましょうか、そういうまとめ方になっています。

したがいまして、恐らくは全体を分析すると、「当面は」といいましょうか、よく使う常套手段であるんですが、現段階ではそれほど審査件数も多くないであろうということ考えると、A'案というか、これに近いものでスタートしつつ、件数が増えていくとというのが恐らく3ページ目の（1）の丸の3つ目の「ただし、基礎的研究においても、将来的に審査件数が多くなった場合には、」云々という、この一文ですよね。そのときにはまた改めて変える。恐らくそこで、根底にあるフィロソフィーが変わってしまうということであっては、よくないですね。やはり質の

担保ということは譲れないわけであります。

したがいまして、当面、しばらくは仮にA'案でスタートして、件数が増えていけばB案みたいなものも取り入れていくという、そういう理解でよろしいのか、ということ事務局に伺いたいわけですが。そうであると、私も前回言いましたけれども、A'案とBというものは、違いもありますけれども、どうもやはり今日も聞いていても共通点も結構あるわけで、その両者をうまくバランスをとりながらつくれば、当面のガイドラインというものと、しかるべき時期にもう一回、ワンステップ考え直す方向性を見据えてつくるんだという内容のが見えてくると思うんですが、そこらあたりはいかがでしょうか。

(前澤生命倫理・安全対策室長(文部科学省・内閣府併任))事務局でございます。

甲斐委員に非常に適切に解説いただきまして恐縮でございますけれども、議論が資料4の方に行っておりますので、このまとめ方について、よろしければ事務局からここで説明をさせていただきたいと思っております。

(福井会長)まず資料4について説明をお願いします。

(前澤生命倫理・安全対策室長(文部科学省・内閣府併任))まず前回の御議論の中で、委員の皆様のお意見について、これまでの議論の中で審査体制のモデルとして使ってきたA、B、Cという分類でまとめた方がよいのではないかという御指摘がございました。

それに基づきまして、この資料4の別添2というのをまとめさせていただいてまして、それぞれのA、B、Cの類型ごとに改めて、従前はこの整理の資料案の中に書いてあったものをまとめさせていただいております。本当に各委員の御経験、御見識をもとに多岐にわたる貴重な御意見を頂きましたことに、改めて御礼申し上げます。

今回、時間もありますので資料4の全部は説明できませんけれども、3ページの「3.まとめ」の考え方を説明させていただきます。

これらの頂きました御意見を「3.まとめ」に集約しまして、今回の御議論の取りまとめとさせていただきたいと考えてございますけれども、これまで議論を頂くためのたたき台として、審査類型はお示ししてまいりましたものの、実際の御議論の内容は、AとBとCと比べてどれが適当かという単純な比較、選択ではなくて、それぞれのタイプのメリット、デメリットを分析した上で、その改善方法まで含むものだったと認識しております。

その結果、正に甲斐委員に言っていただいたとおりでございますが、類型同士の差が実質的に近くなっているということも議論の中で御指摘いただきまして、資料3の方にまとめて先ほど説明してございます。

そのため、事務局では、このまとめにおきましては、まず御議論いただいた中で浮かび上がってきたヒト胚を用いる研究についての共有認識、すなわち効率的かつ効果的な審査体制を構築していく上で実現しなければいけない事項というものを抽出してございます。それが審査の質の確保ですとか透明性、透明性の確保、それから研究審査に関する情報の安定的な集積・管理というものでございます。

その上で現在検討すべきなのは、基礎的研究の審査体制であることから、その観点から必要な事項を整理しまして、そこが研究機関の自主性の尊重というところでございますけれども、更に今後の研究段階の発展に応じた国の役割ですとか国の関与の在り方、これも本当に研究段階の発展に応じて少し変わっていくところがあるだろうというものをまとめてございます。

このように、(1)の総論をまず整理いたしまして、これを踏まえて効率的かつ効果的な審査を実施していくために必要な具体的対応を(2)、まず現在及び当面、基礎的研究段階であり審査件数が必ずしも多くない現時点を前提とする短期的な対応、それから(3)におきましては、今後、審査件数が蓄積したり臨床研究が実施される段階となった場合の中長期的な対応に分けて記載させていただいてございます。

ですので、先ほど青野委員から御指摘いただきました集約化のメリットにつきましては、単純に現時点で集約化のメリットと研究機関の自主性のどちらが大事なのかというようなことではなくて、件数が多くなっていく、そういう段階が進んでいく段階で、こういう集約化のメリットというものも出てくる可能性があるだろうと、そのようなことで書いてございます。ですので、この点は矛盾しているものではないと考えてございます。

簡単でございますが、以上でございます。

(福井会長) どうぞ。

(青野専門委員) すみません、今よく理解できなかつたんですけれども、段階が進んだら集約化する、集約化するときに施設内倫理委員会に第一段階目はかけるという意味ですか。

(前澤生命倫理・安全対策室長(文部科学省・内閣府併任)) その点につきましては、正に中長期的な対応でございますので、その時点で、そのときの事情に即して、も

う一度検討すべきことであろうと考えてございます。

(青野専門委員) というか、集約化という言葉からは、そういうふうには受け取れないんですけども、その可能性もあるという理解でいいですか。つまり、施設内倫理委員会にかけつつ集約化を図るということもあり得ると。

(前澤生命倫理・安全対策室長(文部科学省・内閣府併任)) 具体的な審査の体制につきましては、いろいろな可能性があらうかと考えてございます。

ここで申し上げたかったのは、件数が将来的に多くなりますと、そこでは審査の質の均一化というようなものも、今の段階よりも、より過大になる可能性が高いでしょうし、また逆に、審査の経験が蓄積される中で、均一に審査を行えるような条件もより整っていくだろうと、飽くまでそのような想定でございますけれども、そういう可能性を指摘させていただいてございます。

(福井会長) どうぞ。

(青野専門委員) もし審査の蓄積や均一性ですか、そういうもの、経験の蓄積を重んじるというのであれば、むしろ私はB案の方がそれに適しているというふうに思います。

ただし、ですから先ほどから加藤委員がおっしゃるように、A案には自主性とか責任のメリットがあるということと、例えば集約化、蓄積等を勘案した上でB案の方にメリットがあることとをどうてんびんにかけるかということだというふうに思ったんですけども。ただ分からなくなったのは、後で中長期的には、むしろA案よりはB案的なものがいいというのであれば、そうすると、今の時点でA案がいいというメリットが何なのかが揺らぐような気がするので、お尋ねしています。書きぶりとしても、そういうことを明確に書いていかないと、やはり納得は得られないのではないかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

(福井会長) 経験値的には、たくさん倫理委員会ができてくると、バリエーションが大きくなってきます。それは事実だと思います。ですから、それへの対応が必要になってくるというのは、どこの国もそうなっていて、私は間違っていないと思いますけれども。

先によろしいですか。

(長谷部参事官) 現状の案は、A'案ということでいえば二段階審査になっておりますので、国の審査が必ず二段階目にあると。その場合に数が多くなってしまいますと、国の審査機関では対応できなくなる場合もあるので、審査を集約化して複数の審査

機関に、それはどういう形かというのは今後の議論になるかと思いますが、そこにお任せするようなことも検討できるのではないかと。

現時点で国の二段階審査目で情報というのは、そこで集約できるのではないかと。一方で、各機関では経験を積みつつ、機関としての教育面もあるのではないかとということで、このような記載になってございます。

(福井会長) 阿久津委員。

(阿久津専門委員) ヒト胚のゲノム編集をする、しないは全く別として、一研究者として、率直に言って、私はB案のメリットが全く分かりません。

現行のIRBの審査基準で、前回も言いましたけれども、ヒトES細胞の樹立研究をするに当たって、機関内の研究者だけの責任ではなくて、組織全体としての責任は、これはもう必然的に出てきます。絶対出てきます。さらには、組織内でのこの文言、指針にのっとる手続だけではなくて、倫理講習会も含め、年間私たちは相当数やりますし、職員、研究者の共有というのは、これも必然的に出てきます。

その意味で、あとは今回の指針の倫理審査委員会の要件ですけれども、これはざっと見て、今回のゲノム編集指針の審査員の要件というのは、ほかの指針と比べてもかなりハードルは高いと思っています。その上で行う倫理審査委員会ですので、十分なものではないかなというふうには考えております。ここで、国が指定する委員会が、もし代表的なものできて、そこで全部通せといったことになると、何もこの研究が計画をして審査するというのが、1回すっきり行くというわけではなくて、例えばそれが通ったとしても、軽微な変更等々だったり、研究者が変わったとか何か変わったとか、何か変更する、そのたびごとに国の委員会を招集するんですかという、研究者側からしたら、逆にちょっと恐ろしいぐらい研究が進行しないというのが、簡単に目に見えます。

これほど倫理指針、何年間もかけてヒト受精胚のゲノム編集指針をつくって、いろいろなところに倫理的には大変な課題だということ網羅してできた指針に適切にのっって行うので、何かこれでは問題があるのかというところが1点と、実際に指針を運用するということを是非考えていただきたい。

研究を提出して、研究を実施する、審査委員会を運営するということを考えたときに、これは基礎研究です。基礎研究の中で、今までにない新しい組織を中央につくって、では研究者きちんとやれよと言って、本当にこれは指針を運用できるんですかというのを危惧します。

それはもう、適切にやるということを大前提と考えたら、ゲノム編集ベイビーな

んかも出てきたわけですし、それは信用できない点もあるのかもしれないので、B案のような国に指定するというのは、考え方としては分かりますけれども、本当にそれで基礎研究ができるかという、実際的に運営するという意味も考慮して考えていただきたいなというふうには思います。

(福井会長) ありがとうございます。

実際、再生医療等提供基準の適合を審査していると、研究者が少し変わっただけで、その都度大量の書類が上がってきて何回も審査する必要があります。ほとんどの研究で、大学の先生方は毎年変わりますので、その都度上がってきて、運営上は大変な手続になっているのも事実です。

いろいろ議論が錯綜しまして、実は資料4についてもっと時間をとりたいと思っていたんですけれども、本日はその前のところで随分時間をとってしまいましたので、本日の議論をもう一回、事務局にまとめていただいて、次回、米村委員が御出席のところ、最終案としてまとめたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、議題の3で、事務局から連絡事項があるということですので、よろしくをお願いします。

(長谷部参事官) 参考資料4並びに参考資料5を御覧ください。

参考資料4の方は、9月14日に日本科学未来館におきまして、生命科学連携推進協議会と共催で「ゲノム編集の現在地」というタイトルで、市民公開シンポジウムを開催させていただきました。

概要のところがございますように、学会側の先生と本調査会も青野委員、加藤委員が御参加されてございます。

時間もありますので、参加者数、結果については御覧いただければと思います。

続きまして、参考資料5を御覧ください。

9月25日にフランスの国家生命倫理委員会の議長のD e l f r a i s s y教授と生命倫理専門調査会との意見交換のための会合を開催いたしました。

参加者は18人ということで、日本からは五十嵐先生、阿久津先生、甲斐先生、小出先生、加藤先生、磯部先生、小門先生に御参加いただいております。

フランスは、D e l f r a i s s y教授以下4名ということで、事務局も含めまして18人ということで開催させていただきました。

概要は裏面になりますが、フランスの法律改正の状況について御説明いただき、日本側からも今回大分、非常に御協力いただいております一次報告、二次報告の内容について、「ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方」見直しの一次報告、二次報告について御説明させていただいております。

大ざっぱに言いますと、よく似た課題等がありますねということで、今後も必要に応じて情報交換していきましようということになってございます。

簡単ですが、御報告2点でございます。

(福井会長) ありがとうございます。

御出席になった先生方、何かつけ加えることはございますでしょうか。フランス生命倫理委員会。加藤委員、お願いします。

(加藤専門委員) 最後のフランスの委員会との意見交換は非常によいものでして、特に国民意見の収集というところが、本当にフランスが本気で力をかけてやったということが分かったのが大きかったので、いろいろ学ぶところがあると思いました。

以上です。

(福井会長) ありがとうございます。ほかの先生方はよろしいでしょうか。

久慈委員、どうぞ。

(久慈専門委員) すみません、時間が迫っているのに。

参考資料4の結果のところ、下から3行目、「登壇者が予期していなかった結果もあった。」と書いてあるのがちょっと気になるんですが、出席していた先生方でコメントがありましたら教えていただければと思うんですが。

(加藤専門委員) すみません、私はいたんですけども、確認してくるのを忘れたんですが、何か研究で案外やってもいいんじゃないかという意見があったような気がします.....

(前澤生命倫理・安全対策室長(文部科学省・内閣府併任)) 私もその場におりました。

これは会場におられる方に手元のボタンを使って、どんな研究を進めていいかという質問があったと思います。基礎的研究ならいいのか、病気を治す、あるいは病気を研究するものならいいのか、エンハンスメントまでいいのか。案外エンハンスメントも認めるというような御意見が多かったということ指しているのではないかなと思います。ただ、もちろん、それが社会一般のことであるという意味で、こ

ここで書いているわけではございません。

(久慈専門委員) ありがとうございます。

(福井会長) ありがとうございます。

それでは、よろしいでしょうか。

次回の会合についての御案内をお願いします。

(長谷部参事官) 次回の生命倫理専門調査会の日程については、12月18日水曜日、10時から12時を予定しております。

本日の議事録については、専門委員の皆さんに御確認いただいたものを暫定版としてホームページに掲載させていただきたいと思います。その後、次回の生命倫理専門調査会で皆様の了解を得た上で、正式版として公開させていただきます。

あと、お帰り際には正面玄関のところで一時通行証を返却していただきますよう、よろしくお願いいたします。

(福井会長) それでは、第120回生命倫理専門調査会を終了いたします。

活発な御議論ありがとうございました。以上です。